

## 第2回智頭町議会臨時会会議録

令和4年5月27日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第37号 専決処分について
- 第 5. 議案第38号 専決処分について
- 第 6. 議案第39号 専決処分について
- 第 7. 議案第40号 専決処分について
- 第 8. 議案第41号 専決処分について
- 第 9. 議案第42号 専決処分について
- 第10. 議案第43号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第1号）
- 第11. 議案第44号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第45号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第46号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第14. 議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第15. 議案第48号 財産の取得について
- 第16. 議員派遣の件

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第37号 専決処分について
- 第 5. 議案第38号 専決処分について
- 第 6. 議案第39号 専決処分について
- 第 7. 議案第40号 専決処分について

- 第 8. 議案第 4 1 号 専決処分について
- 第 9. 議案第 4 2 号 専決処分について
- 第 1 0. 議案第 4 3 号 令和 4 年度智頭町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 1. 議案第 4 4 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 1 2. 議案第 4 5 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 3. 議案第 4 6 号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 1 4. 議案第 4 7 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 1 5. 議案第 4 8 号 財産の取得について
- 第 1 6. 議員派遣の件

1. 会議に出席した議員 (12名)

1 番 仲 井 莖	2 番 西 尾 寿 樹
3 番 岡 田 光 弘	4 番 藤 田 浩 祐
5 番 宮 本 行 雄	6 番 田 中 賢
7 番 谷 口 翔 馬	8 番 波 多 恵 理 子
9 番 安 道 泰 治	1 0 番 大 河 原 昭 洋
1 1 番 河 村 仁 志	1 2 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員 (0名)

1. 会議に出席した説明員 (8名)

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
総 務 課 長	國 岡 厚 志
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税務住民課長兼水道課長	西 川 公 一 郎
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
税 務 住 民 課 参 事	山 根 文 宏
総 務 課 参 事	川 本 均

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 柴田睦子  
書記 松田絵理

開会 午前10時30分

開会 あいさつ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第2回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、谷口翔馬議員、8番、波多恵理子議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項に基づき、令和4年3月分から4月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会において、監査機能の充実と監査体制の強化等に関する決議が採択され、当議会に送付されております。お手元に移しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部行政管理組合議会臨時会が去る5月16日に開会され、4件の議案が上程され、原案どおり可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、今臨時会の説明員につきましては、5月25日付をもって、町長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告をおわります。

日程第4．議案第37号から日程第15．議案第48号まで 12案  
一括上程

○議長（谷口雅人） これから、議案第37号 専決処分についてから、議案第48号 財産の取得についてまでの12議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第2回臨時町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第37号から議案第42号までは専決処分についてです。

議案第37号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第11号）については、土木費の道路維持費で、道路除雪事業費補助金の臨時配分に伴う除雪委託料の財

源組替えを、また、道路新設改良費で、社会資本整備総合交付金の追加配分に伴う除雪委託料の増額をそれぞれ措置しています。

議案第38号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第12号）については、決算状況を勘案して、町税地方特例交付金地方交付税県支出金及び諸収入の中の額を調整するとともに、一般管理費など各事業の額を調整し、新たに財政調整基金に3億5,000万円、智頭町森林整備促進基金に3,588万9,000円を積み立てるものです。

議案第39号及び議案第40号は、令和3年度の公共下水道事業、農業集落排水事業の決算状況を勘案し、それぞれ事業費の調整をするものです。

議案第41号 智頭町税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税に係る負担調整措置、個人住民税に係る住宅ローン控除の拡充・延長、また、地方税務手続のデジタル化に伴う電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象科目、納付手段を拡大するなどの見直しを行うものです。

議案第42号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症による影響が国民健康保険被保険者にも及ぶ中、国民健康保険被保険者の生活の支援として国民健康保険税率の引下げを行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

次に、議案第43号は補正予算についてです。

議案第43号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第1号）について、主なものを説明します。

総務費のまちづくり推進費では、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、健康意識と健診受診率の向上を目指すデジタル脳測定会、この事業に要する経費を措置しています。

商工振興費では、智頭町複業組合を支援する補助金の一部を委託料に組替えをしております。

以上、今回の一般会計補正予算額は、5,633万6,000円の増額であり、補正後の予算総額は64億9,633万6,000円となります。

次に、条例案件について説明します。

議案第44号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を0.1月分引き下げるものです。

議案第45号 職員の給与に関する条例の一部改正については、令和3年人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当を0.15月分引き下げるものです。

議案第46号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、令和4年度における会計年度任用職員の期末手当支給割合を現行の年2.6月のままとするものです。

次に、その他案件について説明します。

議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更については、令和3年9月8日議決の旧那岐小学校改修工事の請負金額を増加することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第48号 財産の取得については、除雪仕様ホイールローダー4トン級を取得することについて、本議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第37号から、日程第10号、議案第48号までの12議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第37号 専決処分についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案第37号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧くださいと思います。

令和4年3月24日付で専決処分を行っております。

令和3年度智頭町一般会計補正予算（第11号）でございます。歳入歳出の総額を310万2,000円増額し、それぞれ71億3,936万5,000円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

土木費の道路維持費では、臨時道路除雪事業費補助金の臨時配分に伴い、一般財源と財源組替えを措置しております。

道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金の追加配分に伴う除雪委託料の増額を措置しております。

財源としましては、6ページのとおり、社会資本整備総合交付金及び臨時道路除雪事業費補助金の国庫補助金で措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第38号 専決処分についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第38号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧いただきたいと思います。令和4年3月24日付で専決処分を行っております。

令和3年度智頭町一般会計補正予算（第12号）でございます。歳入歳出の総額を3億2,913万9,000円増額し、それぞれ74億6,850万4,000円とするものでございます。

10ページをご覧ください。

地方交付税を2億6,588万9,000円増額しております。

そのほか8ページから10ページのとおり、決算状況を勘案し、各歳入科目の調整をしております。

続きまして、12ページをご覧ください。

一般管理費を409万円減額し、また、その他12ページから19ページのとおり、決算状況を勘案して各事業の額を調整しております。

これらの結果、14ページの財政調整基金に3億5,000万円、16ページの智頭町森林整備促進基金に3,588万9,000円を新たに積み立てるものです。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 提案理由のほうで、財政調整基金に3億5,000万と、智頭町森林整備促進基金に3,588万9,000円積み立てるということで、もし、よろしければ、基金の積立てでも総額が教えていただけたらと思いますが。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 概要書のほうの1ページ、智頭町自立と持続を推進するまちづくり交付金の減330万っていうことで、これ、百人委員会のお金だと思うんですけども、部分だと思います。減額補正で330万っていうことで、今年度の当初で513万7,000円、当初のほうで上がってるんですけども、実績として令和3年度は百人委員会に幾らほど使われたことになるんですかね、これ、減額されてるんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） すみません、今資料を持ち合わせておりませんので、それについても後で報告させていただきます。

○議長（谷口雅人） 11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 関連です。結局、330万減額補正してあるんですけども、今年度の当初では1,087万9,000円、コロナの関係でいろんなことでできなかったと思うんですけども、これの昨年度よりも倍の金額が当初で上がってきております、今年度。そこら辺の理由も、もし分かれば、後からでよろしいんで、お願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 当初予算の説明のときにも話はしていると思いますが、これは企画提案会において要求されたものでございますので、前年度より増えているということにはなっております。ただ、詳細につきましては、今資料を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 総務のほうでも、常任委員会でよろしいんです。お願いします。

○議長（谷口雅人） ほかはありませんか。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 先ほどの補足説明の最初、この議案38号について3月24日で専決処分を行っているという具合に報告をいたしました。すみません、3月28日で訂正をお願いいたします。

○議長（谷口雅人） ほかはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第39号 専決処分についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長（西川公一郎） 議案第39号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧ください。

令和4年3月28日付で専決処分を行っております。

令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

先ほど、総務課長から一般会計補正予算の説明がありましたとおり、決算状況を勘案し、予算の組替えを行うものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第40号 専決処分についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長（西川公一郎） 議案第40号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧ください。

令和4年3月28日付で専決処分を行っております。

令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ630万減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,900万6,000円とする予算でございます。

内容につきましては、先ほど総務課長から一般会計補正予算の説明がありましてとおり、決算状況を勘案し、予算の組替えを行うものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第41号 専決処分についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長（西川公一郎） そうしましたら、議案説明資料概要の1ページをご覧ください。

議案につきましても1ページからでございます。

議案第41号 専決処分について。

これは智頭町税条例等の一部を改正することについて、令和4年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

なお、これは地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、固定資産税につきましては、第73条で固定資産課税台帳の閲覧や交付に際し、DV被害者等の保護のため、申出のあった者の証明書に住所に代わる事項を記載したものを閲覧に供し、または交付するように改正し、附則10条の3では、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正をするものです。

次に、住民税につきましては、第33条の4から第34条の9の2にわたり、上場株式等に係る配当所得並びに特別徴収税額の税額控除について、総合課税または分離課税を確定申告の記載によって適用する改正を、また、36条の2の1から3の3では、給与所得者または公的年金受給者の扶養親族申告書に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者及び16歳超えの扶養親族の氏名を記載する

よう改正を、さらに附則7条3の2で、国の経済対策として住宅借入金等特別税控除の延長並びに見直しと、附則第20条の2の4で、外国居住者の申告方式の選択に係る規定の整備を行うものでございます。

そのほか地方税の改正に伴いまして、電子納付の拡大、納税環境整備等所要の規定の整備を行うものであり、附則の改正も含め、1条及び2条の改正を行っております。

施行期日につきましては、それぞれ附則で定めております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第42号 専決処分についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長（西川公一郎） 議案18ページからご覧ください。

議案説明資料概要は2ページです。

議案第42号 専決処分について。

これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、令和4年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

この改正につきましては、国民健康保険事業の財政運営主体が市町村から県となり、より安定的な運営が図られてるところでございますが、国保税につきましては従来どおり各市町で決定することとなっております。

令和4年度につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、広く未就学児がいる世帯に対して一律に未就学児の均等割保険料額の2分の1を減額し、併せて新型コロナウイルス感染症による国保世帯への影響を鑑み、生活を支える支援として税率の引下げを行うものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第43号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第43号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第1号）。

歳入歳出の総額に5,633万6,000円を増額し、それぞれ64億9,633万6,000円とするものであり、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金などを活用し、デジタル脳測定会事業に要する経費などを措置するものであります。

7ページの歳出をご覧ください。

併せて、別に配付しております令和4年度5月補正予算概要についてもご覧いただきたいと思っております。

総務費のまちづくり推進費では、健康意識と健診受診率の向上を目指すデジタル脳測定会事業を行うため、情報通信基盤整備委託料に要する経費を措置しております。

商工費の商工振興費では、特定地域づくり事業推進補助金を複業コーディネーター委託料へ予算組替えを措置しております。

歳入につきましては、予算書6ページのとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金の国庫補助金のほか、繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の2区分に分けて行います。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 歳出の6のまちづくり推進費委託料の5,633万6,000円、この委託先はどのように決定されるおつもりでしょうか、伺います。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 本事業につきましては、新生児からコンソーシアムを組むという設定にしております。本町が今敷設しておりますIP告知端末等の活用も考えていることに鑑み、KCMEとの委託契約等考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 以前、説明を受けてるかも分かりませんが、この委託料の細かい詳細っていいですか、どういったものが委託されるのか教えていただけませんか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 内容につきましては、まず、デジタル脳測定会に伴う、かかる経費です。あとは、その測定会をしたときのデータを蓄積する、プラットフォームに係るシステムの構築に係る費用、あとは人件費等が主なものになっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） それでは、同じく歳出の7ページの商工振興費で、補助金から委託料への組替えということになっておりますけども、この組替えの理由を教えてください。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 当初、この複業組合のほうに補助金として運営をしていただいている方の人件費についても計上しておりました。しかしながら、補助金として複業組合に支出する際に、複業組合の売上げに換算されるということが判明いたしまして、売上げに換算されると法人税がかかってくるというようなことになっております。本来、この目的は、複業組合の運営を安定的、継続的に運

営していくためにかかる人件費をプロパーの方をお願いしているものでございますから、このたび委託費に組み替えるものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程 11、議案第 44 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書 34 ページをご覧ください。

議案第 44 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当支給月数、年間 3.35 月分を年間 3.25 月分に、0.1 月分引き下げることについて所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書 35 ページをご覧ください。

併せて議案説明資料概要 3 ページの上段もご覧ください。

期末手当支給月数を 6 月期、12 月期、共に 1.675 月分を 1.625 月分とするものであります。

施行の期日は公布の日からであります。

なお、令和 3 年 12 月に支給された期末手当については、令和 4 年 6 月に支給する期末手当で調整することとしています。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 12、議案第 45 号 職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案書 36 ページをご覧ください。

議案第45号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和3年人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当支給月数、年間2.55月を年間2.40月に、0.15月分引き下げることについて所要の改正を行うものであります。

議案書37ページをご覧ください。

併せて、議案説明資料概要3ページの下段もご覧ください。

期末手当支給月数を6月期、12月期とも1.275月分を1.20月分とするものであります。

施行の期日は公布の日からであります。

なお、令和3年12月に支給された期末手当については令和4年6月に支給する期末手当で調整することとしています。

また、特定幹部職員に関する改正を行っておりますが、本町では現在適用を受ける職員はおりません。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第46号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書38ページをご覧ください。

議案第46号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の期末手当支給割合が職員の給与に関する条例の規定を準用することとなっており、同条例の改正に伴い引下げとなることから、引き下げないこととし、現行の年2.6月のままとすることについて所要の改正を行うものであります。

議案書39ページをご覧ください。

併せて議案説明資料概要4ページもご覧ください。

令和4年6月期、12月期とも1.30月とするものであります。

なお、施行の期日は公布の日からであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書40ページになります。

議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更についてでございます。

これは、旧那岐小学校改修工事請負契約の締結についての議決の一部、請負金額中1億9,800万円を2億1,490万4,800円に変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 請負金額が増えておる理由につきまして、いろんな物価が上がっているっていうのも分かりますけども、どういう理由でっていう詳細が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これにつきましては、3月補正のときに詳細を説明させていただいているところでございます。

とはいえ、ご質問ありましたので、若干簡単に答えさせていただきたいと思っております。

まず、建築につきましては、工事实施に伴うトップライトの増加、現場精査による撤去工の変更、換気口塞ぎ口の点検工など、建築工事の増になっております。電気工事につきましては、幹線動力及び電灯用ケーブル追加による増などがご

ざいます。

建築工事につきましては、屋外給排水設備工法の見直しによる増、浴室配管ルートの見直しによる増が大きなものとなっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第48号 財産の取得についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案41ページをご覧ください。

議案第48号 財産の取得についてでございます。

これは、新たに除雪車両を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、ホイールローダー4トン級。取得する数量、1台。取得の方法、指名競争入札。取得する価格、759万円。取得する相手方、鳥取県鳥取市湖山町東2丁目237番地、三洋重機株式会社、代表取締役 鎌田清。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 先ほど、河村議員からの基金残高について報告をさせていただきます。

令和3年度末の財政調整基金ですが、先ほどの3億5,000万円の積立ての後、最終ですが、17億6,870万円となります。

続きまして、森林整備促進基金につきましては、令和3年度末が7,700万円となります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 以上で、補足説明及び質疑を終わります。

暫時休憩します。

議員の皆さんは全協室へお集まりください。

なお、執行部はそのままお願いします。

休 憩 午前 11 時 12 分

再 開 午前 11 時 15 分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、議案第 37 号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 5、議案第 38 号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 6、議案第 39 号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第40号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第41号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第42号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第43号 令和4年度智頭町一般会計補正予算(第1号)の  
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第44号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第45号 職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第46号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第48号 財産の取得についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付した資料のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した資料のとおり、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回智頭町臨時会を閉会します。

散 会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和4年5月27日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 谷 口 翔 馬

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子